

## 葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進が、市民等の利便性の向上に資するとともに、少子高齢化をはじめとする地域社会の課題を解決するうえで極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、本市におけるデジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、デジタル技術の活用により、市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) デジタル情報を活用したまちづくり 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) デジタル技術 法第2条に規定する高度情報通信ネットワーク及び情報通信技術をいう。
- (3) 市民等 本市に居住又は滞在する者及び市内に所在する事業者をいう。

### （基本理念）

第3条 デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) デジタル技術による地域社会の課題の解決を図ることで、全ての市民等がデジタル技術の恩恵を受けることを可能とし、誰一人取り残されることなく、豊かに暮らすことのできる社会を目指すこと。
- (2) デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。
- (3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。
- (4) デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、それ自体を目的とするのではなく、常に市民等の利便性等の向上を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、常にデジタル技術の活用に関する情報収集を行いつつ、デジタル情報を活用したまちづくりの推進のため

の施策を総合的に推進しなければならない。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する理解と関心を深めるとともに、市と協力するよう努めるものとする。

（計画の策定）

第6条 市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

（推進体制）

第7条 市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。